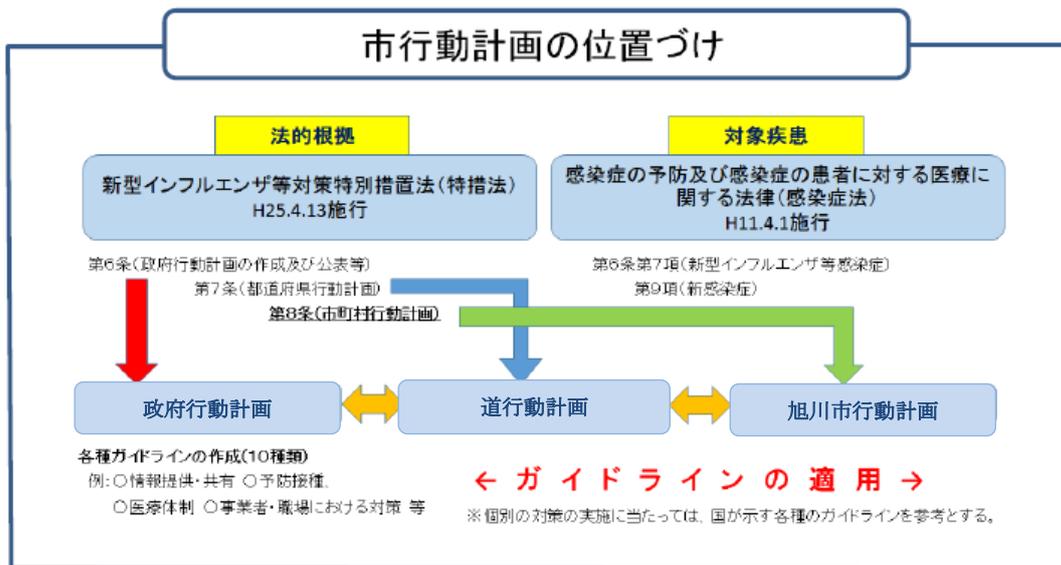


旭川市新型インフルエンザ等対策行動計画(案) (概要版)

平成28年4月

1 行動計画の位置付け

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)第8条第1項の規定により、北海道新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき策定します。
- (2) 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や市が実施する措置等を示します。
- (3) 現行の「旭川市新型インフルエンザ対策行動計画(平成21年4月全部改訂)」を改訂し、策定します。

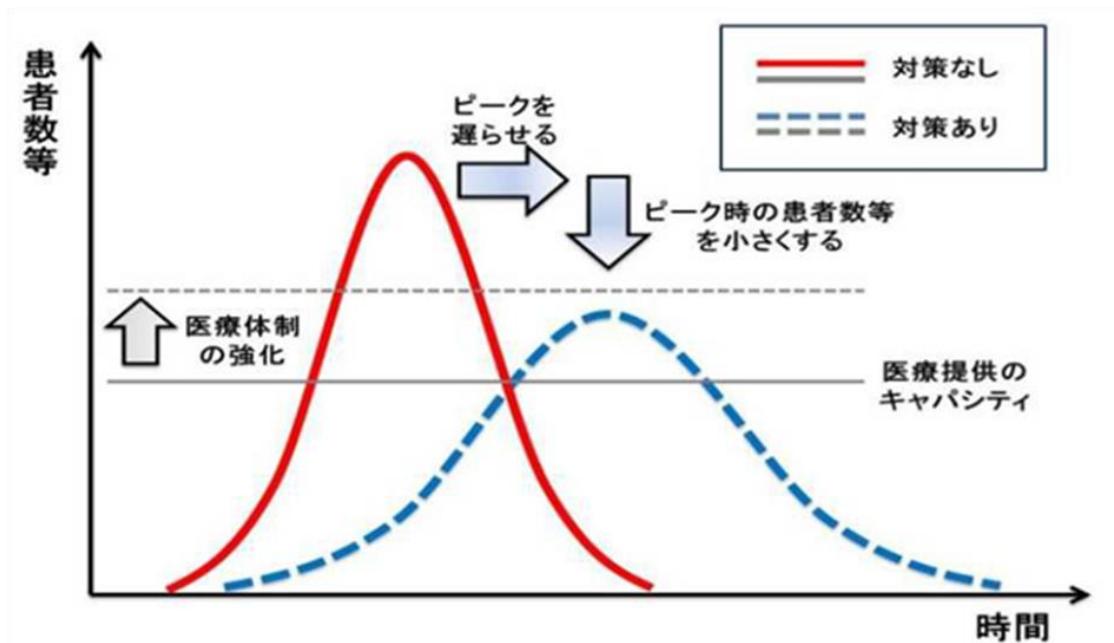


2 改訂による主な変更

- (1) 行動計画の位置付け変更・・・「行動計画」→法に基づく「行動計画」
- (2) 対象となる疾病の拡大・・・「新型インフルエンザ」→「新型インフルエンザ等」
- (3) 予防接種に関する新たな法的枠組み・・・「特定接種」, 「住民接種」を設定
- (4) 医療に関する新たな法的枠組み
・・・「医療関係者に対する要請・指示, 補償」等が法律事項になりました

3 計画の目的

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し，市民の生命及び健康を保護します。
 - ① 感染拡大を抑えて，流行のピークを遅らせ，医療体制の整備に要する時間を確保します。
 - ② 流行のピーク時における患者数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減し，適切な医療を確保します。
 - ③ 適切な医療の提供により，重症者数や死亡者数を減らします。
- (2) 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにします。
 - ① 地域での感染拡大防止のための各種対策を講じることで，欠勤者を減らします。
 - ② 医療の提供・市民生活・地域経済を安定させるため，市や事業者等は，業務継続計画を作成し，実施することにより業務を維持するよう努めます。



4 基本的な考え方

- (1) 市行動計画では、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、病原性の低い場合にも対応できるよう対策の選択肢を示します。
- (2) 新型インフルエンザ等が発生した際には、病原体の特徴、流行の状況等を踏まえ、人権への配慮や対策の有効性及び対策そのものが市民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、実施すべき対策を選択し決定することとしています。

5 対策実施上の留意点

- (1) 基本的人権の尊重
- (2) 危機管理としての特措法の性格
- (3) 国・道・関係機関等との連携協力の確保
- (4) 記録の作成・保存

6 本市の流行規模・被害想定等

現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に一つの例として想定しており、国と同様の割合による被害が生じるものとして、道が算出した推計値を利用しました。

次の数値は、人口の25%が罹患すると想定した場合の人数で、道行動計画から本市分を抜粋したものです（市の道に対する人口比から算出）。

- (1) 医療機関受診者数 35,200人～67,700人
- (2) 入院患者数 中等度1,400人、重度5,400人
- (3) 死亡者数 中等度400人、重度1,800人
- (4) 1日当たりの最大入院患者数 中等度300人、重度1,100人
- (5) 従業員の欠勤 最大40%程度

7 行動計画の主要6項目

- (1) 実施体制
 - ・ 発生前は、庁内連絡会議の枠組みを通じ、発生時に備えた準備をします。
 - ・ 国及び道が対策本部を設置した場合は、必要に応じ、市健康危機管理対策本部会議等を開催し、初動体制について協議します。
 - ・ 政府対策本部が緊急事態宣言を行った場合は、市対策本部を設置します。
- (2) サーベイランス・情報収集（※）
 - ・ 新型インフルエンザ等に関する様々な情報を系統的に収集・分析し、医療体制等の確保に活用するとともに、市民や関係機関等に提供します。
- (3) 情報提供・共有
 - ・ 感染予防の啓発とまん延防止策の実施のため、多様な媒体を用いて、わかりやすく迅速に情報提供します。
- (4) 予防・まん延防止
 - ・ マスク着用・せきエチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を周知します。
 - ・ 感染症法に基づく入院措置や濃厚接触者の健康観察等の措置を実施します。
 - ・ 道が行う不要不急の外出自粛要請、施設の使用制限等の感染拡大防止策に協力します。
 - ・ 登録事業者及び対策に携わる公務員へのワクチン接種（特定接種）の体制を整備し、実施します。
 - ・ 市民を対象としたワクチン接種（住民接種）の体制を整備し、実施します。
- (5) 医療
 - ・ 医療機関や消防等の関係者で構成する対策会議等により、地域医療体制の整備を推進します。
 - ・ 医療機関において帰国者・接触者外来の体制を整備します。
 - ・ 保健所において帰国者・接触者相談センターを設置します。
 - ・ 患者数が大幅に増え、市内感染期となった場合には、一般医療機関で診療する体制へ変更します。
- (6) 市民生活および地域経済の安定の確保
 - ・ 市民、事業者に対し適切な消費行動の呼びかけを行います。
 - ・ 高齢者、障害者等の要援護者の生活支援を行います。
 - ・ 埋葬、火葬の特例等。
 - ・ 対策の実施に必要な物資および資材の備蓄を行います。
 - ・ 水の安定供給、生活関連物資価格の安定等の確保をします。

（※）サーベイランスとは：感染症の発生状況および動向等を把握することをいいます。

【発生段階ごとの主な対策】

	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
1 実施体制	庁内連絡会議	市健康危機管理対策本部会議の開催：国及び道の方針に沿った基本的対処方針の決定			
			◎政府緊急事態宣言を行った場合：市対策本部を設置		政府緊急事態解除宣言を受け、市対策本部を廃止する
2 サーベイランス・情報収集	国内外の情報収集				
	インフルエンザに関する通常のサーベイランス			国の決定に応じたサーベイランスを実施 ※市内において地域感染期になった場合は、全数把握を中止	インフルエンザに関する通常のサーベイランス
	学校等の欠席者等の把握	サーベイランスの強化 ・患者（疑い患者を含む）全数把握 ・学校等の集団発生の把握			学校等の集団発生の把握（再流行に備える）
3 情報提供・共有	各種媒体を通じた、継続的な情報提供	各種媒体を利用した、一元的な情報発信	個人・事業者への感染拡大防止策、受診方法等を情報発信		第二波発生に備える必要性を情報提供
	関係機関との連絡体制の構築	国や道、関係機関との情報共有を行う窓口の設置、情報共有			第二波発生に備えた体制の再整備
	コールセンターの設置準備	コールセンターの設置	コールセンターの充実・強化		コールセンターの体制の縮小・廃止
4 予防・まん延防止	市民に対し基本的な感染対策の普及	海外渡航者及び事業者等へ感染症危険情報の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、事業者、施設等に対する基本的感染対策の勧奨、健康管理等の要請 ・学校保健安全法に基づく適切な臨時休業の実施を学校設置者に要請 ・病院や施設等の感染防止策の強化 		
	職場、施設における感染対策周知の準備		患者、接触者への措置等、対応の準備	市内において地域感染期になった場合は、接触者への措置等の対応の中止	
	国が実施する、登録事業者の登録への協力、特定接種の接種体制の構築	市内の地方公務員の対象者に対して特定接種の実施		市内において地域感染期になった場合は、医療機関に対し、患者との接触者に対する予防処置の原則見合わせを要請	
	住民接種の体制の構築	住民接種の体制の準備（接種場所、方法等）	住民接種の実施、情報提供	住民接種の継続	流行の第二波に備え、住民接種の継続
		◎政府基本的対処方針に基づき、道が必要な措置を講じた場合に協力する。			
5 医療	関係者で構成する対策会議等による地域医療体制の整備	医療機関へ症例定員の周知	感染症指定医療機関・協力医療機関において入院患者の受入	市内において地域感染期になった場合は、感染症法に基づく入院措置を中止	通常の診療体制
	帰国者・接触者外来設置準備、感染症指定医療機関での受け入れ準備	帰国者・接触者外来設置	帰国者・接触者外来の継続	帰国者・接触者外来の廃止 患者が増加してきた場合は、一般医療機関での診療体制へ移行	
	帰国者・接触者相談センター設置準備	帰国者・接触者相談センター設置	帰国者・接触者相談センターの継続	帰国者・接触者相談センターの廃止	
	国内感染期に備えた医療の確保			在宅療養患者への支援	
	インフルエンザウイルス薬の備蓄			必要により臨時的医療施設の設置	
6 市民生活・市民経済の安定の確保		事業者に対する感染予防策の普及啓発	事業者に対する感染予防策の要請		
			市民・事業者に対する適切な消費行動の呼びかけ		
	要介護者への支援の体制整備			◎要介護者への生活支援	
	火葬能力等の把握の協力	遺体を安置できる施設の確保の準備		埋葬・火葬の特例等	
	対策の実施に必要な物資及び資材の備蓄		◎水の安定供給、サービス提供水準に係る市民への呼びかけ・生活関連物資価格の安定に係る要請	◎緊急事態措置の縮小・中止	

◎緊急事態宣言がされている場合の措置